

令和 5 年 5 月 22 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12627

研究課題名（和文）富の集中がもたらす憲法的価値への影響とその統制の可能性

研究課題名（英文）The Impact of Wealth Concentration on Constitutional Values and the Possibility of Controlling Them

研究代表者

木下 昌彦（Kinoshita, Masahiko）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：90456096

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：第一に、富・経済的支配力の集中がもたらす憲法的価値への影響を明らかにした。富・経済的支配力の集中は、民主主義や表現の自由のような憲法上の基本的価値に大きな影響を与える。第二に、日本の憲法判例や法制度の発展と富・経済的支配力の集中との関係を明らかにした。日本の民主主義の発展は、農地改革・財閥解体・富裕税によつて、富の集中の解体から始まり、その後も様々な経済法制によって富の集中の再拡大を防止する手法が採用されてきた。第三に、本研究は、富・経済的支配力の集中が、プラットフォーム企業の寡占という状況によって再び深刻な問題を生じさせていることを指摘し、その対処法について幾つかの提言を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで、富の集中という現象は、憲法問題として十分に認識されては来なかった。そのような状況のなかで、本研究は、富の集中がもたらす民主主義や憲法上の権利への影響を論じることで、富の集中を憲法問題の一つとして捉えなおそうとする先駆的な学術的成果をあげることができたと考える。また、本研究は、芸能事務所の寡占やデジタル・メディア・プラットフォームの寡占という現代の問題にも着目し、その寡占・独占がもたらす憲法的影響とその影響を制御するための独占禁止法制の在り方についても具体的な提言を行うことに成功しており、今日の日本社会が直面する問題に対して一定の法的解決策を提示できたと考えている。

研究成果の概要（英文）：First, this study reveals the impact of the concentration of wealth/economic power on constitutional values. The concentration of wealth and economic power has a significant impact on fundamental constitutional values such as democracy and freedom of expression. Second, this study clarified the relationship between the development of Japanese constitutional precedents and the concentration of wealth/economic power. The development of democracy in Japan began with the dismantling of wealth concentration, as in the case of land reform, zaibatsu dissolution, and wealth taxation, and has since adopted methods to prevent the re-expansion of wealth concentration through various economic legal measures. Third, this study pointed out that the concentration of wealth and economic dominance has once again created serious problems due to the situation of oligopoly of platform companies and made several recommendations on how to deal with this situation.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 経済的自由 経済的平等 経済法 富の集中 プラットフォーム 民主主義 戦後経済改革

1. 研究開始当初の背景

今日、富の集中が世界的な規模で進行しているという現実があり、世界の富の約半分が1%の富裕層によって保有されていると言われている。日本は長らく一億総中流の経済構造をもつとされてきたが、1990年代以降、上位1%の所得割合が上昇に転じており、他の先進国と同様、富の集中が進んでいる (Chiaki Moriguchi & Emmanuel Saez, *The Evolution of Income Concentration in Japan, 1886-2005 in Top Incomes a Global Perspective* (edited by A. B. Atkinson & T. Piketty) (2010).)。これまで憲法学の主流の見方は、このような富の集中という現象は、社会的・経済的現象に過ぎないものであり、憲法学の研究対象の外側にあるものとして暗に位置づけてきた。ただ、近年、アメリカでは、トマ・ピケティによる『21世紀の資本』(原著2013年、邦訳2014年)も一つの重要な契機となって、富の集中の問題点やその統制の必要性について、憲法学の次元において論じようとする動きが広まっている。本研究は、日本における富の集中の進行という現実とアメリカにおいて富の集中をテーマとした憲法論が登場してきていることを踏まえ、富の集中は、憲法的価値に対しどのような影響を与えるものであるか、そして、日本国憲法は、富の集中に対してどのような態度決定を行っているかという問いを核心的な問いとして位置づけ、研究を進めようとしたものである。

2. 研究の目的

本研究は、上記で提示した核心的問いに答えるため、二つの目的を達成することを目指すものである。まず、第一の目的は、記述的なものであり、富の集中が、現実として、個人の自由、機会の平等、民主的政治過程といった憲法上の基本的価値に対し、いかなる経路により、いかなる影響を与えるものであるかを具体的に明らかにすることにある。そして、第二の目的は、規範的なものであり、日本国憲法のもとにおいて、富の集中を抑制するための方策としてどのようなものが許容され、あるいは、要請されるのかということ具体的に明らかにすることにある。

3. 研究の方法

本研究は、上記目的を達成するため、次のような三つの方法論を通じて研究を進めた。第一は、比較法・比較法理論の研究である。特に、アメリカでは、ジェファーソンからルイス・ブランダイス、そして、現代のリナ・カーンに代表されるネオ・ブランダイス学派に至るまで、富・経済的支配力の集中の憲法的価値へのインパクトに関する豊富な研究がある。本研究においては、アメリカにおけるこれらの学説や関連する憲法判例を研究することで、日本における問題分析の視点を獲得することを目指した。

第二は、日本における法制度の歴史的展開の分析である。日本は、一億総中流と呼ばれる時代もあったが、それは戦後形成されたものであり、戦前はむしろ地球上で最も不平等な国の一つといてもいい状況にあった。それが、戦後の農地改革・財閥解体などの大胆な経済改革とさらにそれに続く各種労働法制や事業規制によって平等化された経緯がある。本研究では、そのような経済改革の背景には、ニューディーラを通じて、経済構造と民主主義との連関を重視するブランダイスらの発想があったことを明らかにすることを目指した。

第三は、経済法制や社会保障法制など、日本における現行の法制度の憲法的観点からの分析である。本研究では、憲法的価値を保護するためという憲法的意義をもつ法制度は、形式的意味の憲法の外側で制定されたものとして、最高法規としての性格を有さないとしても、そのような法制度は憲法適合的に解釈される必要があるというアプローチによって、富の集中や経済的支配力の集中という問題に対する法制度的対応の提言を行った。

4. 研究成果

本研究は、出発点としては、富の集中・経済的支配力の集中と憲法的価値の関係を主に問題関心としたが、研究が進むにつれて、経済構造全般と憲法的価値の関係の探求へと対象が広がっていった。本研究では、主として、以下の三つの論稿を通じて、経済構造と憲法的価値に関して、一定の分析と提言を行うことができた。

(1)「職業の自由と自己統治 - ブランダイスが残した一つの可能性 - 」憲法問題 30 巻 36 頁 (三省堂, 2019 年)

本論文は、アメリカの伝説的な連邦最高裁判事ルイス・ブランダイスの思想、とりわけ, Luis K. Liggett Co. et al. v. Lee, Comptroller, et al., 288 U.S. 517 (1933)におけるブランダイス裁判官反対意見を手がかりとして、職業の自由と民主主義の関係について論じたものである。日本においては、職業の自由事案における重要な先例として薬事法事件判決がある(最大判

昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁)。薬事法事件判決は、個人の人格的価値との連関のなかで、職業の自由の憲法的意義を高らかに論じ、薬局開設における適正配置規制を違憲とした。ただ、当該事件において原告となり薬事法の適正配置規制を主張していたのは法人であるスーパーマーケットであり、適正配置規制が違憲となった場合に零細な個人薬局の経営が危うくなるという矛盾が存在していた。これに対し、Liggett 事件におけるブランドイス裁判官の反対意見は、類似の事案において、薬事法事件判決とは全く異なる発想を提供するものであった。ブランドイス裁判官は、薬局を営む法人の営業活動を、個人の「自由」ではなく、むしろ個人の「特権」として捉えた。そして、法人の営業活動に対する制限は、個人の自由の制限ではなく、むしろ、個人に与える「特権」の範囲が縮小したものに過ぎないと論じた。他方で、零細な小売店として薬局を営む自由については、民主主義に不可欠な自由としてその意義を強調した。ブランドイスは、民主主義の維持と発展のためには、市民が統治を担うに相応しい知識や美德を具える必要があり、市民がそのような知識や美德を具えるためには、市民が自らの責任で商業に従事することが必要であると論じたのである。つまり、独立した職業に従事することは、自己統治の基盤を形成するという自己統治的価値があることになる。ブランドイスは、零細な商店を法人から保護するための立法の合憲性を主張した。ブランドイスの見解によれば、薬事法事件においては、そもそも法人であった原告は職業の自由の享有主体ではなく、逆に、適正配置規制は零細な商店の職業の自由を保護するものとして憲法上の意義があったことになる。当該研究は、1) 薬事法事件の新たな読み方を提示するものであること、2) 法人の営業の自由について、個人の特権として憲法上の権利性を否定する立論があり得ること、3) 自己統治的価値は表現の自由だけでなく、職業の自由にも見い出すことができることなどを示した点において、憲法学上画期的な側面があり、さらに、本研究テーマとの関係においては、経済構造における法人企業の増長と個人事業主の凋落が民主主義に与え得る影響を明らかにしたものとして重要な意義を有している。

(2)「デジタル・メディア・プラットフォームの憲法理論」情報法制研究 9 号 16 頁(2021 年)

本論文は、近年急速に台頭することになったデジタル・プラットフォーム事業者に対する規制が憲法上秩序のもとでどのような位置づけ・方向性をもつべきかについて論じたものである。本論文においては、まず、経済的支配力の集中が憲法的価値に与える影響という本研究テーマ全体にかかわる議論をおこなっている。独占や寡占といった経済的支配力の集中がもたらす弊害としては、消費者厚生の後退が、伝統的に経済学・経済法学の分野において指摘されてきた。しかし、国民は、単に消費者であるだけでなく、同時に自由と民主主義という憲法的価値を享受する資格と権利をもった「主権者」でもある。経済的支配力の集中は、消費者厚生を後退させるだけでなく、主権者である国民が享受すべき自由や民主主義といった価値、すなわち主権者厚生をも後退させることを本論文は主張している。そのような主権者厚生の保護という視点から独占禁止法や各種事業規制の意義を再構成している。

そして、本論文は、GAF に代表されるデジタル・メディア・プラットフォーム事業者は、既に豊富な経済的・メディア的資源を有しており、このような事態は、主権者厚生にとって大きな弊害をもたらす可能性があることを指摘し、デジタル・メディア・プラットフォーム事業者への経済的支配権の集中による主権者厚生の低下を防ぐための方策として、1) 独占禁止法における行為規制の厳格な適用、2) 構造規制としてのプラットフォームと商業の分離、3) プラットフォームの中立性とその広告収入の公正な再分配を確保するための新たな事業法の制定といった三つの可能性を提案している。そのような主権者厚生の保護という視点から独占禁止法や各種事業規制の意義を再構成している。

本論文は、デジタル・メディア・プラットフォームの台頭という現代的問題において、経済的支配力の集中がもたらす憲法的価値への影響を明らかにしたうえで、その統制の在り方を具体的に提示したものであり、本研究における中核的成果となっている。

(3)「勤労権・生存権・福祉国家：戦後日本における憲法的福祉国家実現の系譜」法律時報 94 巻 5 号 44 頁(2022 年)

本論文は、日本における戦後占領期の経済改革から事業規制を通じた小売商店の保護政策とそれに対する最高裁判例の立場を再検討し、日本における独自の憲法的福祉国家の在り方を論じたものである。本論文の基本的視点は、福祉国家実現というアジェンダにおいて、失業後のセーフティーネットによる再分配に重きを置く発想と失業前の就業の安定に重きを置く発想があるということである。そして、本論文は、勤労権を保障する日本国憲法の福祉国家的理想は、むしろ、後者の発想に依拠したものであり、農地改革や財閥解体などの戦後経済改革、労働者の権利を保護するための労働立法、零細な小売事業者を保護するための各種事業者法の制定などの諸政策は、そのような福祉国家的理想に資するものであること、そして、最高裁の憲法裁判もそのような施策の合憲性を承認してきたことを論じた。そして、エステベス・アベの著書を手がかりとして、日本における事業規制型の福祉国家の在り方を失業者救済型の北欧での福祉国家の在り方と対照させた。結論として、本論文では、プラットフォーム・エコノミーの到来とともに個人事業主の労働は不安定化しており、これまでの日本の福祉国家実現の系譜に沿おうとするのであれば、いわゆるクラウドワーカーを保護する立法も憲法的福祉国家的理想の追求のために必要となるという提言を行っている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 1件／うちオープンアクセス 4件）

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 木下 昌彦 | 4. 巻 9 |
| 2. 論文標題 デジタル・メディア・プラットフォームの憲法理論 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 情報法制研究 | 6. 最初と最後の頁 16～33 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32235/aliss.9.0_16 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 木下昌彦 | 4. 巻 (797号) |
| 2. 論文標題 法律案の違憲審査において審査基準の定立は必要か - 2020年度司法試験論文式試験【憲法】における出題形式の問題点 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 法学セミナー | 6. 最初と最後の頁 48頁-55頁 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 木下昌彦 | 4. 巻 8 |
| 2. 論文標題 国の立法裁量と地方公共団体の立法裁量－ブランダイスの実験室理論を示唆として | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 憲法研究 | 6. 最初と最後の頁 119-136 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 木下昌彦 | 4. 巻 2450・2451 |
| 2. 論文標題 「検察庁法改正法案」が意味するもの(5)「#検察庁法改正法案に抗議します」の衝撃：芸能事務所への独占禁止法の適用とその民主的意義 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 判例時報 | 6. 最初と最後の頁 287 - 291 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名 木下昌彦 | 4. 巻 91 (5) |
| 2. 論文標題 職業の自由事案における憲法判断の枠組み : 平成4年酒類販売免許制判決調査官解説を読む (小特集 調査官解説と憲法学 : 憲法判例と憲法学説の対話に向けて) | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 76 - 80 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 Kinoshita, Masahiko, Matsudaira, Tokujin, Terada Mayu | 4. 巻 2018 |
| 2. 論文標題 Japan | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 Albert, Richard and Landau, David and Faraguna, Pietro and Drugda, ICONnect-Clough Center 2018 Global Review of Constitutional Law | 6. 最初と最後の頁 172 - 176 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である) | 国際共著 該当する |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 木下昌彦 | 4. 巻 94 |
| 2. 論文標題 勤労権・生存権・福祉国家 : 戦後日本における憲法的福祉国家実現の系譜 | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 44-50 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 木下昌彦 | 4. 巻 30 |
| 2. 論文標題 職業の自由と自己統治 : ブランダイスが残した一つの可能性 (特集 日本国憲法の「制度設計」と「ブラクシス」) -- (日本国憲法の「制度設計」と「ブラクシス」 : 人権論を中心に) | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 憲法問題 | 6. 最初と最後の頁 36 - 52 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である) | 国際共著 - |

| | |
|--|------------------------|
| 1. 著者名 Kinoshita Masahiko | 4. 巻 1 |
| 2. 論文標題 The Form of Constitutional Amendments in Japan | 5. 発行年 2023年 |
| 3. 雑誌名 The Architecture of Constitutional Amendments: History, Law, Politics, Richard Albert (ed) (Hart Publishing 2023) | 6. 最初と最後の頁 89 - 104 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.5040/9781509959112.ch-006 | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計6件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 4件)

| |
|---|
| 1. 発表者名 木下昌彦 |
| 2. 発表標題 司法のIT化と裁判を受ける権利 |
| 3. 学会等名 第45回法とコンピュータ学会総会・研究会 <司法のIT化> (招待講演) |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Masahiko Kinoshita |
| 2. 発表標題 Imposed but Democratized Constitution: A Posteriori Development of the Legitimacy of the Japanese Constitution |
| 3. 学会等名 The Global Summit, The International Forum on the Future of Constitutionalism (国際学会) |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Masahiko Kinoshita |
| 2. 発表標題 Constitutional Economic Design for Making Democracy: Case Study of Japanese Economic Reform after World War II |
| 3. 学会等名 Constitutional Change Conference 2020 (国際学会) |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Masahiko Kinoshita |
| 2. 発表標題 Economic Reform as a Constitutional Moment: Japanese Constitutional Economic Design After World War II |
| 3. 学会等名 6th Annual Conference of the International Society of Public Law (ICON-S) (国際学会) |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 木下昌彦 |
| 2. 発表標題 職業の自由と自己統治 ルイス・ブランダイスが残したもう一つの法理論 |
| 3. 学会等名 全国憲法研究会春季研究集会 (招待講演) |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Masahiko Kinoshita |
| 2. 発表標題 Constructing Democracy and Deconstructing Wealth: An Analysis of the Constitutional Political Economy in Japan |
| 3. 学会等名 5th Annual Conference of the International Society of Public Law (ICON-S) (国際学会) |
| 4. 発表年 2018年 |

〔図書〕 計2件

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 木下 昌彦、片桐 直人、村山 健太郎、横大道 聡 | 4. 発行年 2021年 |
| 2. 出版社 弘文堂 | 5. 総ページ数 430 |
| 3. 書名 精読憲法判例 [統治編] | |

| | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 高倉 成男、木下 昌彦、金子 敏哉 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 有斐閣 | 5. 総ページ数 372 |
| 3. 書名 知的財産法制と憲法的価値 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|